

信書便事業の現状

平成26年10月17日
総務省 情報流通行政局
郵政行政部 信書便事業課

目次

1 業界の概況

- (1) 特定信書便事業への参入事業者数及び役務別提供者数の推移
(年度別) 2
- (2) 役務別特定信書便引受通数の推移 3
- (3) 役務別特定信書便売上高の推移 3
- (4) 郵便・信書便・メール便の取扱数の推移 4

2 特定信書便サービスの動向

- (1) 信書便役務の考え方と当初想定されたサービス 5
- (2) 特定信書便事業における代表的なサービス 6
- (3) 実現したメリット（例） 7
- (4) 特定信書便マーク 8
- (5) 【参考】特定信書便事業者の無認可の業務委託による役務提供
の実例 9

3 サービス提供主体

- (1) 参入事業者の経営形態 10
- (2) 地域別参入状況 11
- (3) 多様な業界からの参入 12

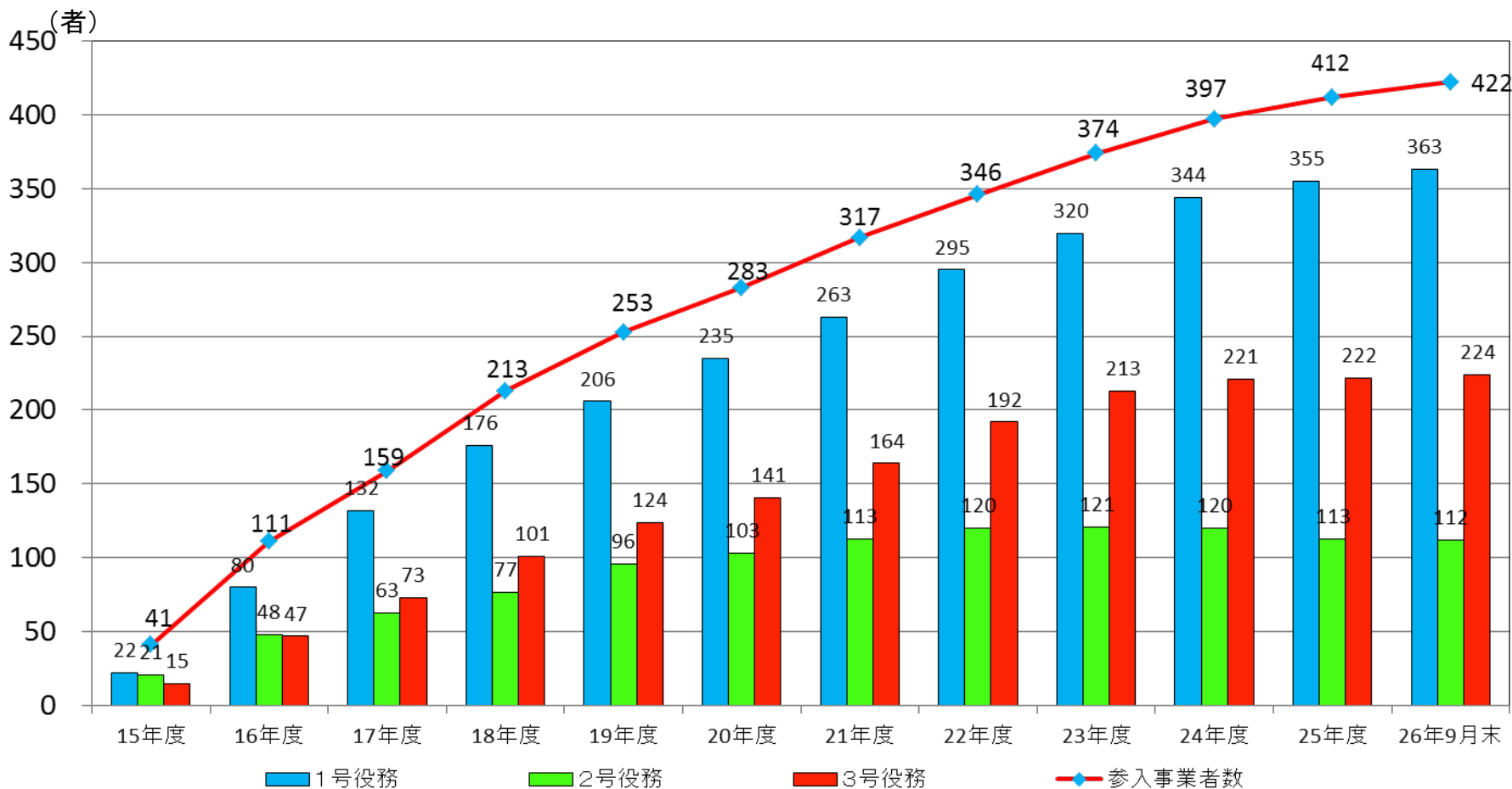
4 総務省の周知広報活動 13

5 信書便事業者協会について 18

1 業界の概況

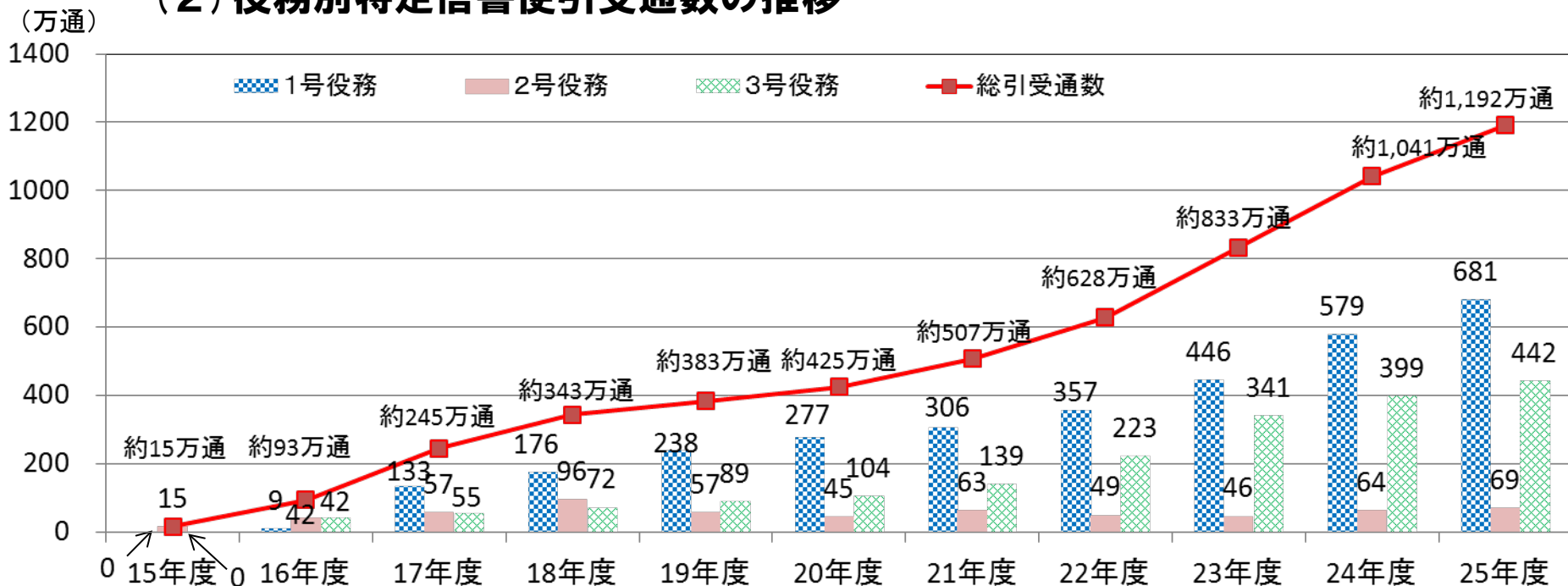
- 特定信書便事業の事業者数は平成26年9月末で422者で、最も多いのは1号役務。
- 平成25年度の総引受通数は約1,192万通で、売上高総額は約115億円。引受通数・売上高とも前年度比1.1倍の増加

(1) 特定信書便事業への参入事業者数及び役務別提供者数※の推移（年度別）

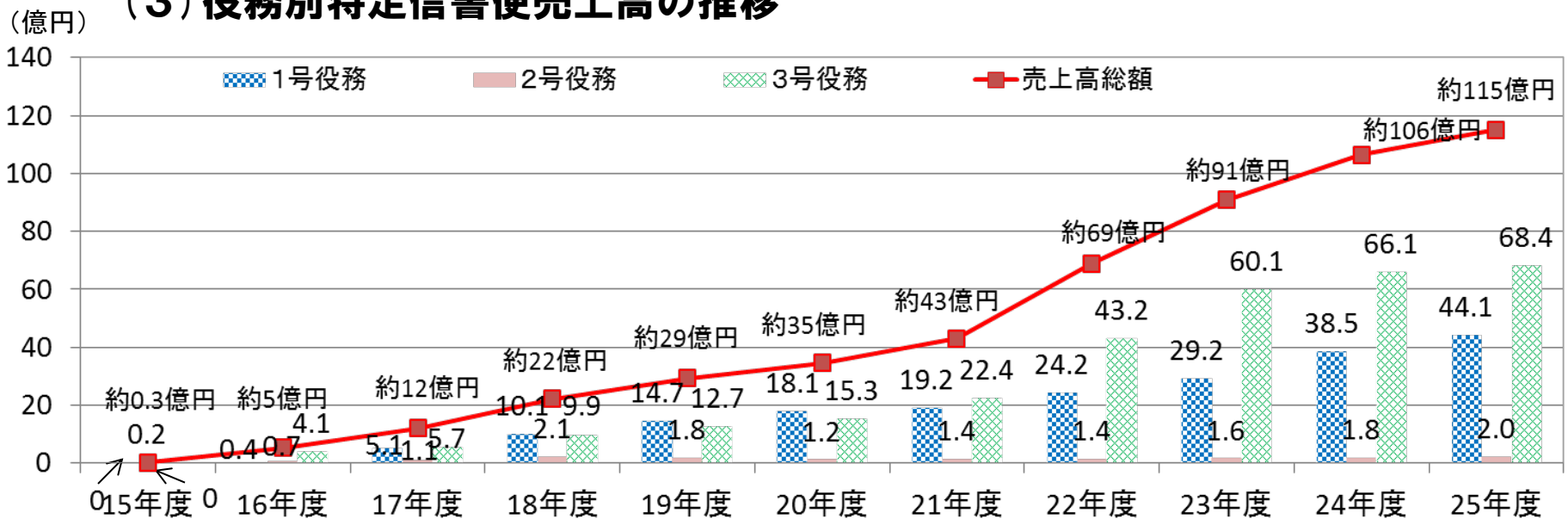


※複数役務に参入する事業者がいるため、特定信書便事業への参入事業者数とは一致しない。

(2) 役務別特定信書便引受通数の推移

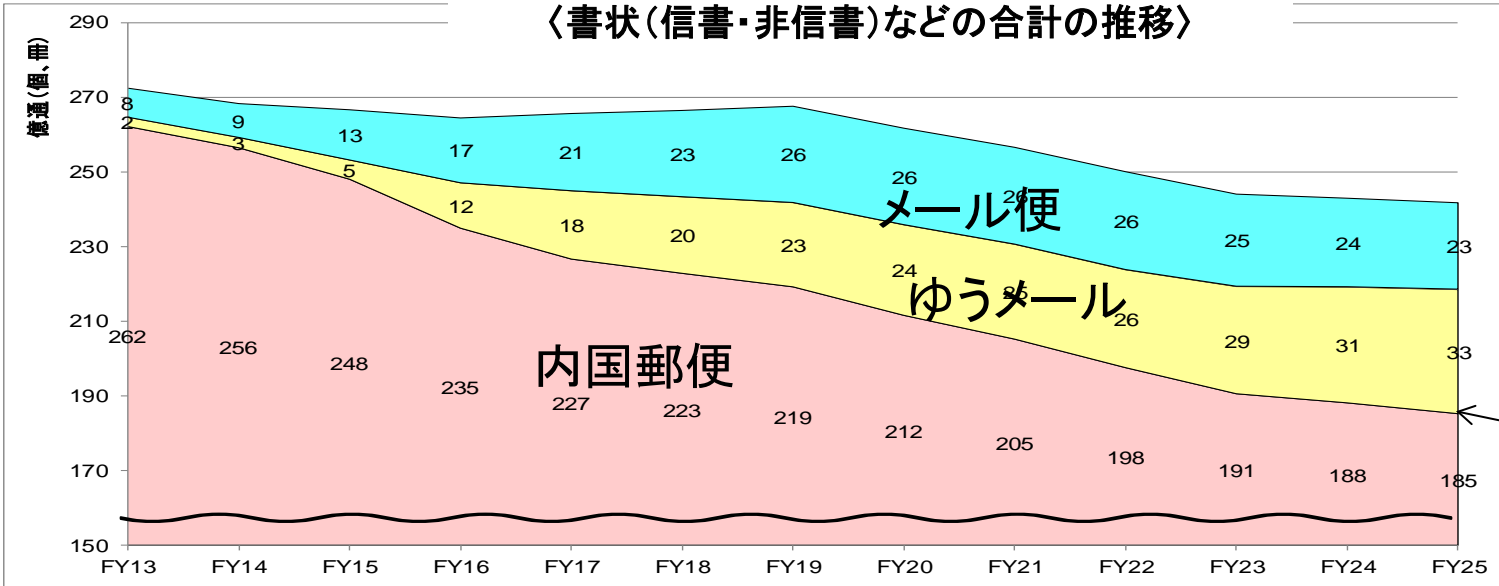


(3) 役務別特定信書便売上高の推移



(4) 郵便・信書便・メール便の取扱数の推移

〈書状(信書・非信書)などの合計の推移〉



(注)「メール便」とは、書籍、雑誌、商品目録など、比較的軽量の荷物の運送サービスのこと(日本郵便株式会社の「ゆうメール」(旧冊子小包)を除く。)

信書便

(注)信書便は平成15年度に取扱開始

	日本郵便株式会社取扱			信書便	メール便	合計
	内国郵便	ゆうメール	合計			
平成13年度	2,621,590	24,943	2,646,533	-	77,781	2,724,314
平成14年度	2,564,740	27,658	2,592,398	-	90,702	2,683,100
平成15年度	2,480,445	51,583	2,532,028	15	134,478	2,666,521
平成16年度	2,349,350	121,506	2,470,856	93	173,679	2,644,628
平成17年度	2,266,611	182,835	2,449,446	245	206,823	2,656,514
平成18年度	2,228,417	204,947	2,433,364	343	231,011	2,664,718
平成19年度	2,192,190	225,616	2,417,806	383	257,810	2,675,999
平成20年度	2,115,874	242,489	2,358,363	425	258,417	2,617,205
平成21年度	2,052,144	254,063	2,306,207	507	259,215	2,565,929
平成22年度	1,975,794	262,158	2,237,952	628	262,106	2,500,686
平成23年度	1,905,841	287,215	2,193,056	833	246,677	2,440,566
平成24年度	1,881,439	310,124	2,191,563	1,041	237,011	2,429,615
平成25年度	1,852,462	332,421	2,184,883	1,192	231,351	2,417,425

単位: 万通(個、冊)

(出典)日本郵政グループディスクロージャー誌、国土交通省報道発表資料等

2. 特定信書便サービスの動向

- 当初想定されたサービスが行われている他、新しいサービスが生まれているケースもある。
- 信書便サービスの代表的なものは5類型(公文書集配、企業グループ内便、地域内急送便、電報類似サービス、広域急送便)
- 信書便サービスによるメリットの実例としては、地方公共団体等によるアウトソーシングによるコスト削減、電報類似サービスの付加価値の多様化など

(1) 信書便役務の考え方と当初想定されたサービス

	1号役務	2号役務	3号役務
役務の要件	長さ、幅、厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達	信書便物が差し出された時から3時間以内に信書便物を送達	料金の額が1千円を下回らない範囲内において総務省令で定める額(1千円)を超えるもの
対比される郵便サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◆日本郵政公社(現日本郵便株式会社)の扱う郵便物は、次の大きさ等を超えることができない。(郵便法第15条) ・長さ、幅及び厚さの合計が90cm ・4kg(第1種郵便物) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆郵便の急送サービス <ul style="list-style-type: none"> ・新特急郵便(大都市部のサービスで、午前中差し出し→午後5時頃まで配達) ◆バイク急送便は、1~2時間程度で送達(法制定時の総務省調べ) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆書留速達の郵便料金は、大体1千円以下 料金=郵便物の基本料金 + 書留・速達の加算料金 = 82円~1,180円 + 430円 + 280円 (1千円以上となるのは郵便物が250g超のとき)
当初想定されたサービス	<ul style="list-style-type: none"> ◆個人間より企業間や企業・個人間の大きな信書 ◆価格競争力のある大型のもの 	<ul style="list-style-type: none"> ◆都心で3時間以内でのサービス ◆需要が集中している都心5区でのサービス 	

(2) 特定信書便事業における代表的なサービス

	内容	意図・要因	成果	
1号(大型)	公文書集配	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体の本庁・支庁間の公文書を集配。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政経費削減 ○ 自治体区域拡大に伴う需要の増大 ○ コンプライアンス 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経費削減を実現。 ○ 工賃アップ(障がい者支援施設)
	企業グループ内便	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業グループ内部の文書を集配。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループ内アウトソーシング推進 ○ コンプライアンス 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アウトソーシングによる効率化。
2号(高速)	地域内急送便	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信書便物をバイク等で3時間以内に送達。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信書急送需要に対応 ○ 貨物急送の経営資源を活用 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 近距離の信書急送を実現。在宅勤務の支援の可能性。 ○ 送達時間の制約がない3号への移行。
	電報類似サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ ネット・電話等で引き受けたメッセージを印刷・封緘して送達。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 慶弔電信需要の多様化に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選択肢拡大による利用者利便増大。
3号(高価)	広域急送便	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信書便物を一定時間以内に送達。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 信書急送需要に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中・長距離の信書急送を実現。
	高セキュリティ便	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高セキュリティ対応で貨物追跡が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ コンプライアンス 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安心・安全・確実なサービスの提供を実現。

(3) 実現したメリット（例）

① 地方公共団体の公文書配送における経費節減

自治体名	経費節減の状況
A市(中国地方)	3分の1、約2千万円の削減（対巡回郵便）
B市(近畿地方)	半減
C市(近畿地方)	6割削減（対職員による送達）
D市(東海地方)	3分の2削減（対職員による送達）
E市(九州地方)	〃（対巡回郵便）
F県(九州地方)	4分の3削減（対平成16年度の非常勤職員による送達）

② 電報類似サービスにおけるサービス

- 数百字までは文字数に関係なく、一定の料金(1,000円超)で利用が可能
- 加盟式場へは受け付けてから最短で2時間後に配達
- カタログギフト会社と連携し、ギフトカタログも一緒に送ることでギフト需要を喚起

(4) 特定信書便マーク

総務省は、平成22年3月5日に、特定信書便事業者であることを示す「特定信書便マーク」を制定。

- 総務省では、特定信書便事業者が信書の取扱が可能であることを明解に示すシンボルマークを制定。
- 特定信書便マークに総務省が期待するもの
 - (1) 利用者が特定信書便事業者を容易に識別可能になる。
 - (2) 特定信書便事業者に対する信頼性の向上を通じ、特定信書便事業全体の活性化に資する。
 - (3) 特定信書便事業者自身の適正な業務運行継続のインセンティブとなる。
- 総務省は、このマークの商標を登録。特定信書便事業者は、総務省の許諾を受けて、無料でこのマークを使用することができる。
- 平成26年9月末現在、特定信書便事業者141者に対して使用を許諾。

[特定信書便マーク]



デザインコンセプト

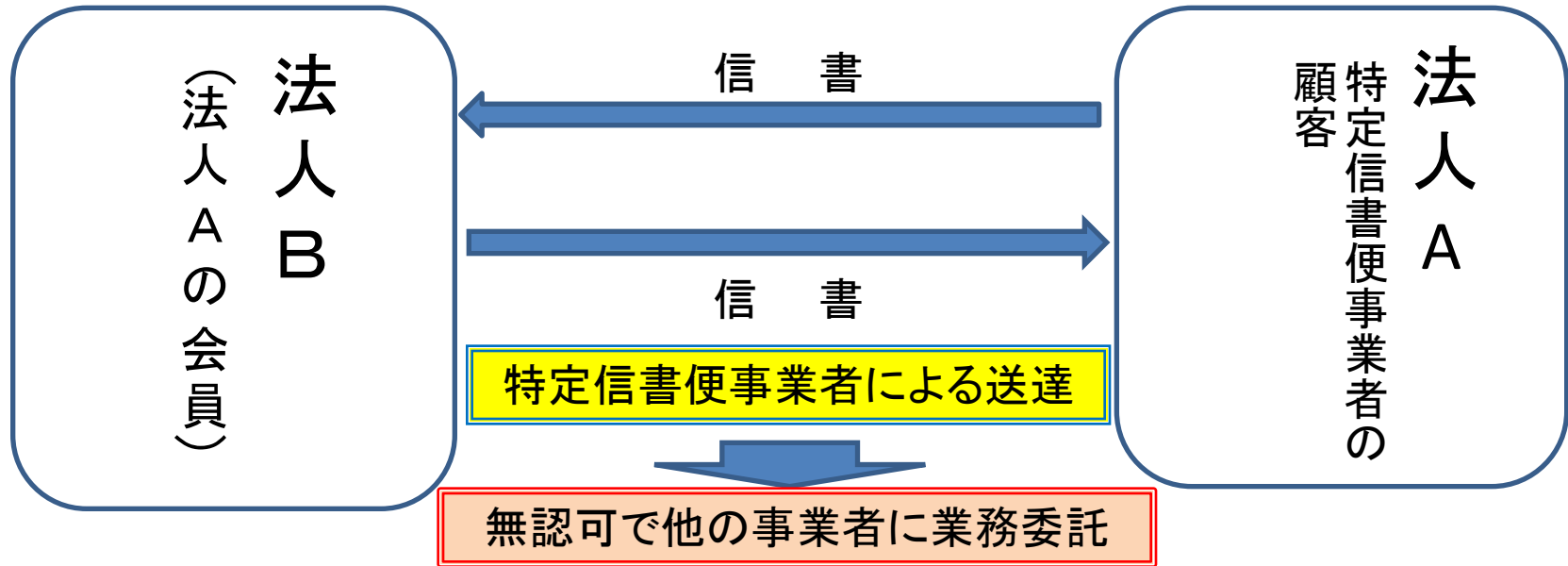
○平和の象徴であるハトが、「信書」を運んでいる姿を表現したもので、古代から通信を担ってきた伝書鳩が、信書を安全・確実に送り届けることをイメージさせる作品。背景の「ブルー」色は、「希望」「冷静」のイメージ(“Blue Bird”(青い鳥・希望の鳥))から、リボン付きの信書を大切な相手に向けて無事に届ける願いを込めたもの(秋田市の業者の作品)。

[使用例]



【参考】 特定信書便事業者の無認可の業務委託による役務提供の実例

当該特定信書便事業者は、役務提供契約を解約せざるを得ない状況となり、結果として、これまで長く付き合いのあった重要な顧客を失った。



【信書便法 (民間事業者による信書の送達に関する法律)(平成14年法律第99号)関係条文】

(事業の許可)

第二十九条 特定信書便事業を営もうとする者は、総務大臣の許可を受けなければならない。

(業務の委託)

第二十三条 一般信書便事業者は、信書便の業務の一部を委託しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

2 (略)

(許可の取消し等)

第二十八条 総務大臣は、一般信書便事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以内において期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第六条の許可を取り消すことができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したとき。

二 (略)

第五章 罰則

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一～五 (略)

六 **第二十三条第一項**(第三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して信書便の業務の一部を委託した者

七～十(略)

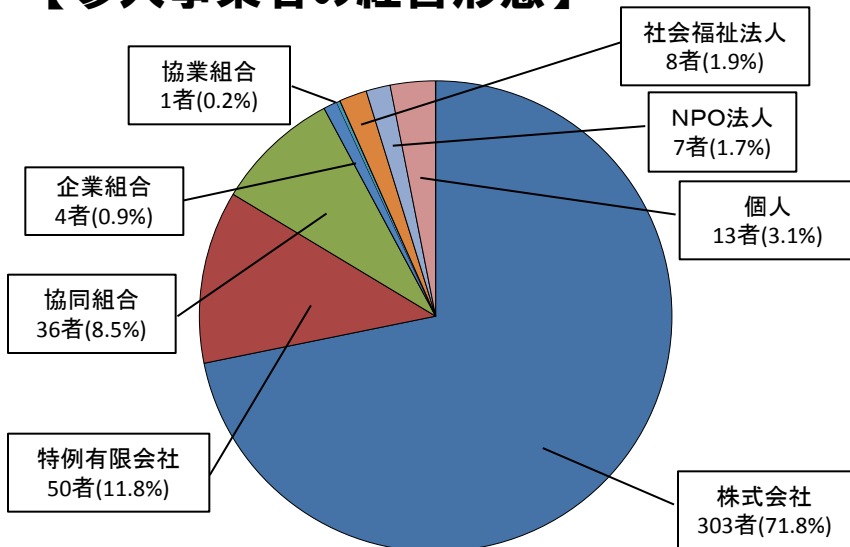
3. サービス提供主体

- 信書便事業では、中堅・中小企業も活躍
- 全国展開型の事業者と地域限定型の事業者があるが、地域→全国の傾向もあり
- 多様な業界からの参入が特徴

(1) 参入事業者の経営形態

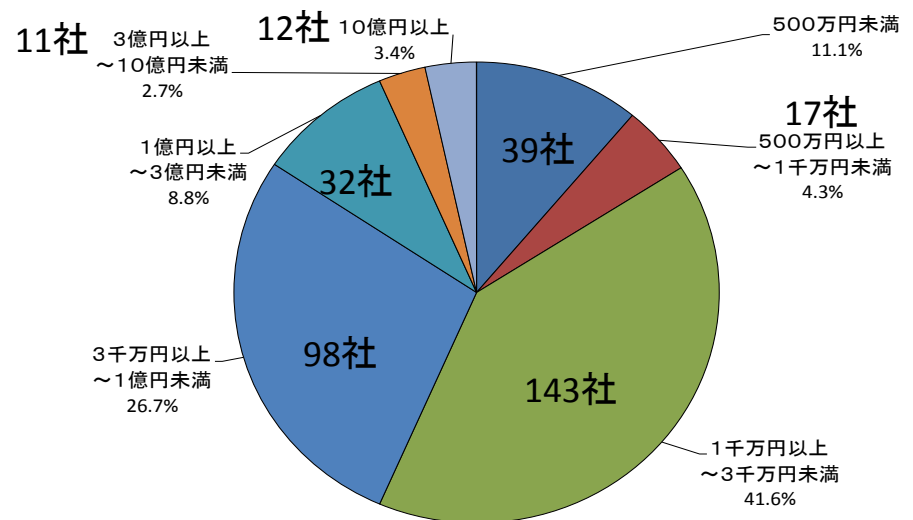
- 会社形態(株式会社及び特例有限会社)をとっている者が353者で、全体の83.6%を占める。会社形態以外では、協同組合形態が41者(9.7%)(主に県単位の赤帽組合が参入)、個人が13者(3.1%)となっている。その他、NPO法人7者(1.7%)、社会福祉法人8者(1.9%)等がそれぞれ参入(平成26年9月末現在)。
- 会社形態の参入事業者を資本金規模別に見ると、84.1%(297社)が1億円未満の会社であり、中でも1千万円以上3千万円未満の会社の割合が一番多く、会社形態の参入事業者の40.5%(143社)を占める(平成26年9月末現在)。

【参入事業者の経営形態】



(平成26年9月末現在)

【会社形態の事業者の資本金規模】



(平成26年9月末現在)

(2) 地域別参入状況

○ 大都市圏だけでなく、全国に満遍なく事業者が参入している。特定信書便事業者の参入のない県は山梨と高知の2県のみ(平成26年9月末現在)。

都道府県	参入数	都道府県	参入数	都道府県	参入数	都道府県	参入数
北海道	17	東京	90	滋賀	3	香川	4
青森	3	神奈川	22	京都	7	愛媛	7
岩手	2	山梨	0	大阪	47	高知	0
宮城	2	新潟	5	兵庫	11	福岡	24
秋田	3	長野	4	奈良	3	佐賀	12
山形	2	富山	6	和歌山	1	長崎	9
福島	3	石川	7	鳥取	2	熊本	8
茨城	4	福井	6	島根	6	大分	4
栃木	1	岐阜	4	岡山	8	宮崎	3
群馬	2	静岡	7	広島	13	鹿児島	8
埼玉	13	愛知	17	山口	3	沖縄	9
千葉	5	三重	4	徳島	1	全国	422

(平成26年9月末現在)

(3) 多様な業界からの参入

○ 平成25年度末の参入事業者412者が行う主たる事業を見ると、貨物運送業が318者と大多数を占め、次いで警備業26者、障がい者福祉事業11者の順。信書便事業に特化しているのは1者のみ。

[主要業種別・参入事業者内訳]

平成25年度末現在

業種別	事業者数	業種別	事業者数
貨物運送業	318	情報サービス業	2
警備業	26	信書送達業	1
障がい者福祉事業	11	印刷業	1
ビルメンテナンス業	7	鉄鋼業	1
電気通信サービス業	6	建設業(造園工事)	1
廃棄物処理業	5	教育、学習支援業	1
旅客運送業	3	その他卸売・小売業	5
不動産業	2	その他サービス業	22
計			412

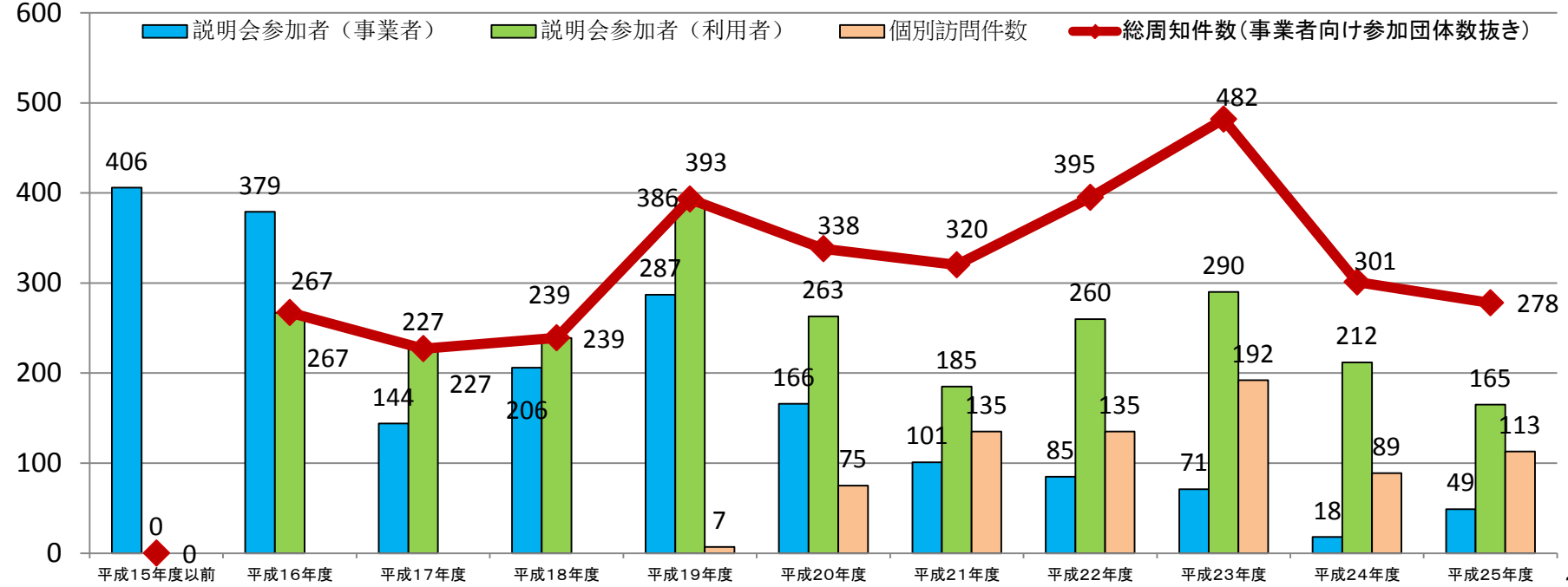
4. 総務省の周知広報活動

○ 平成25年度は、総務本省又は総合通信局等において、信書便事業説明会及び個別訪問活動、信書便年報の発行、周知用ポスター等の作成等の各種施策を実施。

(1) 信書便事業説明会及び個別訪問活動の実績

- 総合通信局等では、「利用者」や「事業者」を対象とした信書便制度説明会を開催。
 - ・「利用者」向け: 信書の定義、特定信書便事業の概要、信書便事業者の提供するサービスの種類や利用方法等を説明
 - ・「事業者」向け: 信書の定義、特定信書便事業の概要、信書便事業を開始するための具体的な手続等を説明

【年度別の信書便事業説明会・個別訪問の実施状況】



平成26年度信書便制度説明会の実施状況①

管内	説明対象	開催日時	場所・会場
北海道総合通信局	利用者	平成26年5月22日(木) 14:00～16:00	根室市役所
北海道総合通信局	利用者	平成26年11月12日(水) 14:00～16:00	北海道総合通信局
東北総合通信局	利用者及び事業者	平成26年7月23日(水) 14:00～16:00	青森観光物産館アスパム
東北総合通信局	利用者及び事業者	平成26年11月21日	山形テルサ
信越総合通信局	利用者及び事業者	平成26年6月26日(木) 14:00～16:00	信越総合通信局
信越総合通信局	利用者及び事業者	平成26年6月27日(金) 14:00～16:00	松本市駅前会館
信越総合通信局	利用者及び事業者	平成26年11月中旬 14:00～16:00	クロスパルにいがた
北陸総合通信局	利用者及び事業者	平成26年9月11日(木) 14:00～16:00	福井市地域交流プラザ
北陸総合通信局	利用者及び事業者	第2～第4四半期	北陸総合通信局
東海総合通信局	事業者	平成26年11月21日(金) 10:00～12:00	東海総合通信局
東海総合通信局	利用者	平成26年11月21日(金) 14:00～16:00	東海総合通信局
近畿総合通信局	利用者及び事業者	平成26年6月12日(木) 13:30～15:30	奈良県社会福祉総合センター
近畿総合通信局	利用者及び事業者	平成26年11月	近畿総合通信局

平成26年度信書便制度説明会の実施状況②

管内	説明対象	開催日時	場所・会場
中国総合通信局	利用者及び事業者	平成26年10月22日(水) 14:00～16:00	石中央文化ホール
中国総合通信局	利用者及び事業者	平成26年11月26日(水) 14:00～	津山男女共同参画センター
四国総合通信局	利用者及び事業者	平成26年6月26日(木) 13:00～17:00	あわぎんホール
四国総合通信局	利用者及び事業者	平成26年10月23日(木)	高知よさこい咲都合同庁舎
沖縄総合通信事務所	利用者及び事業者	平成26年6月11日(水) 13:30～16:00	沖縄船員会館

(3) 信書便年報の発行

今年度も引き続き信書便年報を発行し、信書便事業の現状について、説明やデータを掲載する他、代表的なサービス例、利用者・事業者へのインタビュー記事等のトピックスを織り交ぜて紹介。

都道府県及び市以上の自治体並びに都道府県及び特例市以上の図書館、信書便事業者説明会参加者、個別訪問活動の訪問先等に配布。

なお、総務省のHPに全文を掲載。

(URL:<http://www.soumu.go.jp/yusei/nenpou.html>)



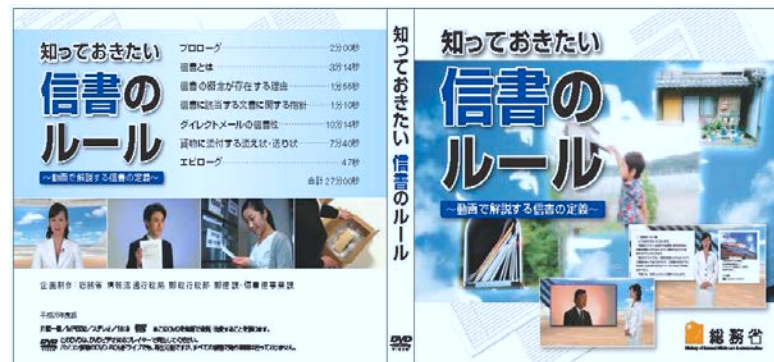
信書便年報(平成26年度版)

(4) 周知用ポスター等の作成他

信書差出しルールを一般国民に広く知ってもらうことを目的に、周知用ポスター(B2判)と縮小版チラシを作成。

都道府県及び市以上の地方自治体、郵便局等、信書便事業者、個別訪問活動の訪問先にポスターを配布し、掲示を依頼。

また、知っておきたい信書のルール～動画で解説する信書の定義～を、総務省のHPに動画で掲載。



DVD(知っておきたい信書のルール)

信書便事業に関する情報（HPのご案内）

「信書便事業のページ」で検索して下さい→

信書便事業のページ

検索

（又はこちらのURLを入力 http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsyo_top.html）

総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

Google™ カスタム検索 サイ内 関連サイト
ここに検索語句を入力 検索

総務省トップ > 政策 > 国民生活と安心・安全 > 信書便事業のページ

信書便事業のページ

制度について

- ・ [信書便制度について](#)
- ・ [動画](#)
知っておきたい信書のルール ～動画で解説する信書の定義～
 - ・ [ナローバンド\(WMN\)](#)
 - ・ [ブロードバンド\(WMN\)](#)
 - ・ [YouTube](#)
- ・ [信書のガイドライン](#)
- ・ [信書便関連法令](#)
- ・ [信書便事業分野における個人情報の保護について](#)

事業許可申請に関すること

- ・ [申請の手続について](#)
- ・ [信書便事業に関する申請等の手引](#)
- ・ [許可申請等の申請先及び問い合わせ先](#)

統計資料

- ・ [信書便年報](#)

その他

- ・ [信書便事業説明会の開催について](#)
- ・ [信書便事業者との意見交換会](#)
- ・ [特定信書便マーク川について](#)
- ・ [信書便事業者一覧](#)

↑ [ページトップへ戻る](#)

▶ [サイトマップ](#) ▶ [プライバシーポリシー](#) ▶ [当省ホームページについて](#)

5. 信書便事業者協会について

- 設立日：平成23年(2011年)9月6日(平成25年1月4日に一般社団法人化)
- 目的：信書便事業者同士の情報交換・連携、業界全体の活性化により、利用者への更なるサービスの向上や協会員の事業拡大の機会を拡げること
- 会員数：73者(平成26年9月末の全信書便事業者数は422者)
- 会長及び役員(敬称略)
 - [会長]伊東 博(株)KDDIエボルバ 代表取締役副会長)
 - [副会長]高橋 泉(株)KSGインターナショナル 代表取締役)
 - [理事]笠松 利紀(毎日軽自動車運送事業協同組合 代表理事)
渡邊 宏(総合警備保障(株) 総務部管理室長)
 - [監事]本木 英朗(赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 理事長)
- 事務局：大阪市北区梅田
- 平成26事業年度の活動内容：ホームページの充実、広報活動、信書便講習会の開催
- 総務省のスタンス：

協会が一般社団法人化したことにより、業界内情報の共有化が図られるとともに、事業者間の緊密な連携による実質的な活動を通して、信書便事業の発展に資することを期待。

御静聴ありがとうございました。